

第三者評価共通評価基準（児童心理治療施設解説版）改定について（新旧対照表）

別添3-1

改正後	現行
I 治療・支援の基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	I 治療・支援の基本方針と組織 I-1 理念・基本方針 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。
<u>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</u>	<u>1 I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</u>
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (社会的養護共通) ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。 (3) 評価の留意点 (略) ○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「C」評価とします。	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) (5種別共通) ○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。 (3) 評価の留意点 (略) ○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに治療・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「C」評価とします。

(略) I-2 経営状況の把握 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ② I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 【判断基準】 (略)	(略) I-2 経営状況の把握 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 ② I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) <u>(社会的養護共通)</u> ○都道府県ごとに策定されている社会的養育推進計画の内容を十分に理解することも求められます。 (3) 評価の留意点 (略) ○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「④ I-3-(1)-①	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略) <u>(新設)</u> (3) 評価の留意点 (略) ○施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長

<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>	<p>期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。</p>
<p><u>③ I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めていく。</u></p>	<p><u>③ I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めていく。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 <input checked="" type="radio"/> ② I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 <input checked="" type="radio"/> I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (② I—2—(1)—①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。 ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、④ I—3—(1)—①で評価します。</p>	<p>○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合 (I—2—(1)—①が「c」評価の場合) は、「c」評価とします。 ○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I—3—(1)—①で評価します。</p>
<p>I—3 事業計画の策定 I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>I—3 事業計画の策定 I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>

<p><u>4 I－3－(1)－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○施設長等の管理者のみが経営状況を把握し、改善点や課題を認識して施設の将来像を構想するだけでは不十分であり、具体的に中・長期計画として明文化し、将来の目標（ビジョン）を職員や関係者に周知することが必要です。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○都道府県の定める社会的養育推進計画等をもとに、施設の単年度の事業計画のみならず、地域特性に応じて、施設が捉える社会的動向や利用者層の変化などを踏まえながら、中長期的なビジョンを持つことが必要です。とくに社会的養育推進計画において、施設の高機能化・多機能化を進めることとされており、施設として今後、明確なビジョンをもって施設運営していくことが重要です。</p> <p>(児童心理治療施設)</p> <p>○施設の高機能化・多機能化の取り組みとしては、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応に向けた心理治療的ケア体制の充実、児童養護施</p>	<p><u>4 I－3－(1)－① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>設や里親等のもとで暮らす子どもへの支援、外来相談機能の充実などの地域の子育て支援等が考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p><u>(児童心理治療施設)</u></p> <p>○公立施設などをはじめ、中・長期的な計画を施設ごとに定めることが難しいと判断される場合には、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方にそった具体的な取組を評価します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○公立施設<u>については、</u>施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方方にそった具体的な取組を評価します。</p>
<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (4 I-3-(1)-①が「c 評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○中・長期計画が策定されていない場合 (I-3-(1)-①が「c 評価」の場合) は、「c」評価とします。</p>

<p>I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <p><u>6 I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</u></p>	<p>I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <p><u>6 I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。</p> <p>(略)</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合の周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等に加えて、より理解促進をはかるための取組が必要です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員はもとより以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。</p> <p>(略)</p>
<p><u>7 I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</u></p>	<p><u>7 I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</u></p>

<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (5種別共通)</p> <p>○事業計画は、<u>基本的な生活習慣、遊びや余暇活動、生活住環境等、子どもの生活に密接にかかわる事項も多数あることから、行事の周知のみならず、事業計画の主な内容を</u>子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○事業計画は、<u>子どもや保護者等への治療・支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、</u>子どもや保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。</p>
<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○事業計画の主な内容とは、治療・支援<u>(提供される生活や教育、アフターケアなどの具体的な支援内容や行事計画等)</u>、施設・設備を含む居住環境の整備<u>(施設の改修や備品購入の予定等)</u>等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。</p> <p>(略)</p>	<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○事業計画の主な内容とは、治療・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。</p> <p>(略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(児童心理治療施設)</p> <p>○たとえば、子どもが集まる機会に説明を行う、子ども向けの資料を作成するなど、障害特性や発達段階、年齢に応じた工夫を行う等も考えられます。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>

<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○被虐待児の保護者など関係構築が難しいケースもあるため、保護者すべてに周知されているかを評価するのではなく、子どもの家庭環境等を考慮した範囲内での適切な周知がなされているかを評価します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○保護者に対して周知していない場合については、児童福祉法28条による入所措置など、周知していない根拠があるかを確認するとともに、適切な判断がなされているかを確認します。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(略)</p> <p>I—4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>(略)</p> <p>I—4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組</p> <p>I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>
<p>(略)</p> <p>II 施設の運営管理</p> <p>II—1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>	<p>(略)</p> <p>II 施設の運営管理</p> <p>II—1 施設長の責任とリーダーシップ</p> <p>II—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>
<p>(略)</p> <p>II—1—(2) 施設長のリーダーシップが發揮されている。</p> <p>12 II—1—(2)—① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を發揮している。</p>	<p>(略)</p> <p>II—1—(2) 施設長のリーダーシップが發揮されている。</p> <p>12 II—1—(2)—① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を發揮している。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p>

<p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>	<p>□施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。</p> <p>(略)</p>
<p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>	<p>13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p>(略)</p> <p>II-2 福祉人材の確保・育成</p> <p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p> <p>14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点</p>

<p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p>	<p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>□各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として治療・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>

<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度については⑯ Ⅱ-2-(3)-①、教育・研修制度については⑰ Ⅱ-2-(3)-②、⑱ Ⅱ-2-(3)-③で評価します。</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはⅡ-2-(3)-①、教育・研修制度についてはⅡ-2-(3)-②、③で評価します。</p>
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><u>16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p> <p><u>16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</u></p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(社会的養護共通)</u> ○特にメンタルヘルスに関しては、職員保護の観点からも、相談窓口の設置のみならず、日頃から相談しやすい体制を整えたり、定期的に面談等を行う機会を設けたりするなど、事業所が組織として対応する体制を整えることが必要です。</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関する取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○職員の心身の健康と安全の確保に関する取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。</p>
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○職員一人ひとりが目標を持ち、成長を続けることで、質の高い福祉サービスの提供をし続けることが期待されます。</p> <p>(略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p><u>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p>	<p><u>18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</u></p>	<p><u>19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) □スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>	<p>(社会的養護共通) □スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○スーパービジョンの体制として、 • 定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる • 施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる • 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する • 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる といった取組が考えられます。</p>	<p>(社会的養護共通) ○スーパービジョンの体制として、 • 定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる • 施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる • 職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する • 職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の治療・支援の質を向上させる といった取組が考えられます。</p>
<p>(3) 評価の留意点</p>	<p>(3) 評価の留意点</p>

<p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="114 382 1125 461"> <tr> <td>II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。</td> </tr> </table>	II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。	<p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1125 382 2158 461"> <tr> <td>II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。</td> </tr> </table>	II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。
II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。			
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <table border="1" data-bbox="114 572 1125 620"> <tr> <td>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</td> </tr> </table> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <table border="1" data-bbox="1125 572 2158 620"> <tr> <td>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</td> </tr> </table> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>		

<p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4- (3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」<u>(26)(27)</u>で 評価する事項が適切に公開されているか確認します。</p>	<p>○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4- (3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事 項が適切に公開されているか確認します。</p>
<p><u>22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のため の取組が行われている。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のため の取組が行われている。</u></p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</u></p>	<p>Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献</p> <p><u>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</u></p>
<p><u>23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行 っている。</u></p>	<p><u>23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行 っている。</u></p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童 会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や児童 会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。 (但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○また、不特定多数の見知らぬ人とのかかわりで心理的に混乱してしまう子ども多くいます。</p>	<p>○また、不特定多数の見知らぬ人とのかかわりで心理的に混乱してしまったる子ども多くいます。</p>
<p>(児童心理治療施設)</p> <p>○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。</p>	<p>○そのため、地域とのかかわりを治療的観点からあえて行っていない施設も多くあります。評価にあたっては、地域との交流に関する施設の考え方を考慮する必要があります。</p>
<p>(略)</p> <p>24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>(略)</p> <p>24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>	<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>
<p>25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>(社会的養護共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、治療・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携の状況について、治療・支援の記録や聞き取りなどから確認します。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p><u>26</u> II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>□施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5種別共通)</p> <p>□地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p>	<p>(新設)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(新設)</p>

○国は地域共生社会の実現をめざしています。誰もが役割をもち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。こうした社会の実現に向けて、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりが求められており、福祉施設・事業所としてそうした体制づくりに関わっていくことが大切です。

(略)

(3) 評価の留意点

(5種別共通)

○社会福祉法第4条「地域福祉の推進」や第24条「経営の原則」等にも記載されている通り、措置施設であっても、社会福祉施設として地域のニーズを把握するとともに、把握したニーズにもとづく公益的な活動を実施していくことが求められます。

(略)

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的
(略)

(2) 趣旨・解説
(略)

(略)

(3) 評価の留意点

(新設)

(略)

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】
(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的
(略)

(2) 趣旨・解説
(略)

<p>(社会的養護共通)</p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)で評価します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)で評価します。</p>
<p>III 適切な治療・支援の実施</p> <p>III-1 子ども本位の治療・支援</p> <p>III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)–① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)</p> <p>29 III-1-(1)–② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。</p>	<p>III 適切な治療・支援の実施</p> <p>III-1 子ども本位の治療・支援</p> <p>III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)–① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 (略)</p> <p>29 III-1-(1)–② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 45 Ⅲ—2—(3)—②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>III—1—(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p> <p>31 Ⅲ—1—(2)—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（30 Ⅲ—1—(2)—①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。 Ⅲ—2—(3)—②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。</p> <p>III—1—(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>30 Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>(略)</p> <p>31 Ⅲ—1—(2)—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ—1—(2)—①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。</p>
--	--

(社会的養護共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

(略)

32 Ⅲ—1—(2)—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

(社会的養護共通)

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(略)

(5種別共通)

○子どもの自己決定にあたっては、必要に応じて子どもの気持ちに寄り添い、さまざまな状況において権利保障と子どもの利益が守られるような支援を選択できるよう自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

(略)

32 Ⅲ—1—(2)—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

(略)

評価の着眼点

(略)

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

(略)

(2) 趣旨・解説

(略)

(5種別共通)

○社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(略)

<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>
<p>33 III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>33 III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通) ○施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、治療・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。</p>
<p>(社会的養護共通) ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることもあります。</p> <p>(社会的養護共通) ○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法がありま</p>	<p>(5種別共通) ○施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることもあります。</p> <p>(5種別共通) ○施設における満足は、治療・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法がありま</p>

<p>す。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p>	<p>す。当該施設において治療・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。</p> <p>(略)</p>
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p>
<p>III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>	<p>III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>(略)</p>
<p>35 III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>35 III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p>

<p>○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p>	<p>○子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>	<p>(社会的養護共通)</p> <p>○発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもについて、権利擁護の観点から職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを子どもが理解していることを確認します。</p>
<p><u>36 Ⅲ—1—(4) —③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</u></p>	<p><u>36 Ⅲ—1—(4) —③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

<p>(社会的養護共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p> <p>III-1- (5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○意見、要望、提案等への対応は、子どもと保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。</p> <p>III-1- (5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>
<p>37 III-1- (5) -① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>37 III-1- (5) -① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 III-1- (5) -②」で評価します。</p>	<p>(5種別共通)</p> <p>○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○感染症に関するリスク（対策）については、次項「III-1- (5) -②」で評価します。</p> <p>(児童心理治療施設)</p>

<p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>	<p>○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。</p>
<p><u>38 Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</u></p>	<p><u>38 Ⅲ-1-（5）-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p><u>39 Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</u></p>	<p><u>39 Ⅲ-1-（5）-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p>	<p>○通所・訪問や子育て支援に関する事業などを実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、子どもや保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>○ソフト面では、災害発時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発時の初動時の対応や</p>	<p>○ソフト面では、災害発時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発時の初動時の対応や</p>

<p>出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>(略)</p>	<p>出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。</p> <p>(略)</p>
<p>III-2 治療・支援の質の確保</p> <p>III-2-（1）治療・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 III-2-（1）-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>III-2 治療・支援の質の確保</p> <p>III-2-（1）治療・支援の標準的な実施方法が確立している。</p> <p>40 III-2-（1）-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(児童心理治療施設) ○治療・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>41 III-2-（1）-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>41 III-2-（1）-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>

<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(社会的養護共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(5種別共通) ○見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。</p>
<p>III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>	<p>III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。</p>
<p>42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>	<p>42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p>

<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行なうことが、大切です。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(社会的養護共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>43 Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行なうことが、大切です。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、子どもに理解できる目標として、表現し、努力目標として子どもに説明し、合意と納得を得て決まります。</p> <p>(略)</p> <p>(5種別共通)</p> <p>○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとすることが大切です。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>43 Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>【判断基準】 (略)</p>
---	---

<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(社会的養護共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p>	<p>(社会的養護共通) ○計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。</p>
<p>(社会的養護共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p>	<p>(社会的養護共通) ○アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>III-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>	<p>III-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。</p>
<p>44 III-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>44 III-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>

<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(社会的養護共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(社会的養護共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を隨時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や治療・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。</p> <p>(5種別共通) ○子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。</p> <p>(5種別共通) ○記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を隨時検討します。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p><u>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</u> (略)</p>	<p><u>45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</u> (略)</p>

第三者評価内容評価基準（児童心理治療施設解説版） 新旧対照表

別添 3-2

改正後	現行
A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援 A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 (略)	A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援 A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮 (略)
A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成 (略)	A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成 (略)
A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援 A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。	A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援 A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。
<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>徹底されていない</u>。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) <u>二</u></p> <p>c) 子どもの権利擁護に関する取組が<u>十分ではない</u>。</p>
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○<u>自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みは重要です。</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。</p> <p>○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p>○<u>共生社会の形成に向けて、多様性の視点も大切です。それぞれのもつ文化や性的指向、性自認の多様性を尊重するための学習の機会や取組を、施設としてどのように行っているかという点も大切な視点です。</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○そのため、子どもの権利擁護について施設としての基本的な考え方や方針が明示されるとともに、それに基づく規程・マニュアル等が整備されていなければなりません。</p> <p>○また、規程やマニュアルに基づく治療・支援が確実に行われ、そのことを確認することが子どもの権利擁護をはかるためには大切です。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討、学習する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。</p> <p>○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○子どもの権利擁護に関する施設としての基本的な考え方や方針とともに</p>

改正後	現行
<p>に、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>を踏まえた適切な評価が求められます。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。</p> <p>○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。</p> <p>○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。</p> <p>A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <div data-bbox="145 1158 1107 1406" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。 b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。 </div>	<p>に、子どもの権利擁護並びに虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。</p> <p>○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性<u>に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</u></p> <p>○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。</p> <p>○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p> <p>○法人・施設の理念等が特定の宗教に則っている場合などで、定期的な宗教行事・儀式への参加は自由意思によっているかを、職員、子どもの双方から聞き取りにより確認します。</p> <p>○子どもが、特定の宗教儀式などを行うことを認めているか。またその場合、他の児童への配慮はどのようにしているかを聴取します。</p> <p>○面会等の制限について、自立支援計画から確認します。</p> <p>A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。</p> <div data-bbox="1152 1158 2113 1406" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。 b) 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援しているが、十分ではない。 </div>

改正後	現行
c)子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。	c)子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援していない。
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)
評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)	評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等 A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等 A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)

改正後	現行
評価基準の考え方と評価の留意点	評価基準の考え方と評価の留意点
(1) 目的 (略)	(1) 目的 (略)
(2) 趣旨・解説 (略)	(2) 趣旨・解説 (略)
(3) 評価の留意点 (略)	(3) 評価の留意点 (略)
A-2 生活・健康・学習支援 A-2-(1) 食生活 (略)	A-2 生活・健康・学習支援 A-2-(1) 食生活 (略)
A-2-(2) 衣生活 (略)	A-2-(2) 衣生活 (略)
A-2-(3) 住生活 (略)	A-2-(3) 住生活 (略)
A-2-(4) 健康と安全 A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	A-2-(4) 健康と安全 A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。
【判断基準】 (略)	【判断基準】 (略)
評価の着眼点 (略)	評価の着眼点 (略)

改正後	現行
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A⑯ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>	<p>A⑯ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。</p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点 (略)</p>	<p>評価の着眼点 (略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。 ○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。 ○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。 ○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。 ○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。 <p><u>○また、医療機関のほか、療育支援を行う機関等との日常的な連携も考えられます。</u></p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○すべての子どもについて、健康状況を把握し、継続的な管理を行うとともに記録として残しているかを確認します。 ○地域の医療機関との連携により、必要な医療については即応できる体制があるかを確認します。 ○服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っているかを確認します。 ○健康状況や医療機関の受診内容については、状況に応じて保護者等や子どもと共有しているかを確認します。 ○様々なアレルギーへの対応や救命救急についての知識を職員が共有しているか研修記録などで確認します。 <p><u>(新設)</u></p>
<p>A-2-(5) 性に関する支援等</p> <p><u>A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。</u></p>	<p>A-2-(5) 性に関する支援等</p> <p><u>A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。</u></p>
<p>【判断基準】 (略)</p>	<p>【判断基準】 (略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> □発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。 	<p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> □発達段階や課題に応じて性に関する支援の基本的な考え方、方針を定めている。

改正後	現行
<p>□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。</p>	<p>□性被害、性加害など性に課題のある子どもに対する支援を自立支援計画をもとに行っている。</p>
<p>□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。</p>	<p>□年齢、個々の状況、発達段階に応じて、性をめぐる諸課題について支援している。</p>
<p>□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。</p>	<p>□性をめぐる不適切行動を予防する取組をしている。</p>
<p><u>□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p>
<p>(1) 目的 (略)</p>	<p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A-2-(6) 学習支援、進路支援等 (略)</p>	<p>A-2-(6) 学習支援、進路支援等 (略)</p>
<p>A-3 通所支援 A-3-(1) 通所による支援 (略)</p>	<p>A-3 通所支援 A-3-(1) 通所による支援 (略)</p>
<p>A-4 支援の継続性とアフターケア</p>	<p>A-4 支援の継続性とアフターケア</p>

改正後	現行
<p>A-4-(1) 親子関係の再構築支援等</p> <p>A⑯ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。</p>	<p>A-4-(1) 親子関係の再構築支援等</p> <p>A⑯ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>
<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p>(略)</p>
<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p>
<p>A⑰ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。</p>	<p>A⑰ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。</p>
<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>	<p>【判断基準】</p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>評価の着眼点</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>	<p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p>
<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。 20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望れます。</p> <p>○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながらしていくことが必要です。</p> <p>○施設退所者が集まるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。</p> <p><u>○自立支援のための国や都道府県の施策を活用するとともに、奨学金等、進路決定のための仕組みについて情報共有することも必要です。</u></p>	<p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○心理治療は、入所中に完結するものではなく、退所後も続くものです。 20歳で支援が終わるということではなく、成人しても必要に応じて支援していくことが望れます。</p> <p>○退所後の支援が途切れないように、施設で続けられること、関係機関につなぐことを見定めながらしていくことが必要です。</p> <p>○施設退所者が集まるような機会を設けて支援するなどの工夫もあります。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>	<p>(3) 評価の留意点 (略)</p>

第三者評価共通評価基準（児童心理治療施設版）

I 治療・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

② I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

⑤ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

⑦ I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

⑧ I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

⑨ I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

⑩ II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

⑪ II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが發揮されている。

⑫ II-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

⑬ II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮してい

る。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

III 適切な治療・支援の実施

III-1 子ども本位の治療・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 III-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。

III-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

31 III-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

32 III-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

35 III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

36 III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

III-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 III-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

38 III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

39 III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

III-2 治療・支援の質の確保

III-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 III-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

43 III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

III-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 III-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

第三者評価内容評価基準（児童心理治療施設版）

A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。

A② A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。

A③ A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。

A④ A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤ A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。

A⑥ A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。

A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援

A⑦ A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。

A⑧ A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。

A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等

A⑨ A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

A-2 生活・健康・学習支援

A-2-(1) 食生活

A⑩ A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。

A-2-(2) 衣生活

A⑪ A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

A-2-(3) 住生活

A⑫ A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。

A⑬ A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

A-2-(4) 健康と安全

A⑭ A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。

A⑮ A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。

A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯ A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。

A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰ A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

A-3 通所支援

A-3-(1) 通所による支援

A⑱ A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。

A-4 支援の継続性とアフターケア

A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑲ A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。

A⑳ A-4-(1)-② 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。